

「独立行政法人国立病院機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】

独立行政法人国立病院機構
本部業務監査室
(契約監視委員会事務局)
電話03-5712-5147

第1回独立行政法人国立病院機構契約監視委員会が、平成21年12月25日(金)に、国立病院機構本部2階大会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成21年12月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人国立病院機構契約監視委員会 (概要)

開催日及び場所	平成21年12月25日(金)国立病院機構本部2階大会議室
委員(敬称略)	梅田次郎(株式会社日本能率協会コンサルティング・行政経営アドバイザー) 寺尾仁之(公認会計士) 中村彰吾(社団法人病院管理研究協会常任理事) 小野高史(監事) 山口正隆(監事)
審議対象	「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2) ※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。
議事概要	冒頭、事務局から以下の説明を行い、了承を得た。 ○契約監視委員会の設置について ・「国立病院機構契約監視委員会設置要綱」の確認 ○点検・見直しの審議について ・国立病院機構の概要、契約状況、随意契約の見直しに関するこれまでの取り組み状況の説明 ・委員会における審議方法 (点検・見直しにおける体制) 当機構は、全国に経理責任者を151名(病院144名、本部1名、ブロック事務所6名)配置している。契約は各経理責任者毎に行っているため、点検・見直しの内容は、各病院→所管のブロック事務所→本部の順で取りまとめ、契約監視委員会に諮ることとする。 また、審議対象となる契約は、閣議決定3.(1)関係で合計4,470件、

<p>閣議決定3.(2)関係で合計約3,000件と件数が多いことから、契約種別毎に類型化し、効率的に審議が行えるよう準備する。</p> <p>(審議方法)</p> <p>閣議決定3.(2)の平成21年度末までに契約締結が予定されている案件の関係については、契約監視委員会による事前点検を行うこととなるが、既に公告等契約手続きを行っている場合などについては、事後点検となる。</p> <p>・今後のスケジュール (委員会開催日程)</p> <p>第2回1月27日(水)、第3回2月10日(水)、第4回2月24日(水)</p>	
<p>委員からの意見・質問に対する本部担当部署の回答等</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>着眼点として、随意契約を競争契約にすることにより、コスト削減を図ることがあるのではないのか。</p>	<p>競争性が高まれば、その結果コストが下がる可能性が高いので、そのような目標と考えられる。また、競争性の確保に加え、透明性の確保も重要な目標と考えている</p>
<p>資料に総務省が示した競争性のない随意契約によらざるを得ない場合の事由別区分表が添付されているが、その他、国立病院機構における競争性のない随意契約によらざるを得ない独自の事由として、どのようなものが存在するか。</p>	<p>「放射性医薬品」や「保存血液等」の購入など、物品の納入を行える者が法律の仕組みに基づき唯一の法人に限られるもの等が該当する。</p>